

令和4年11月14日

第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後4時00分開会

○人権・男女共同参画課長 ただいまより、令和4年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。

開催に当たりまして、本日は諮問がある関係で、保坂区長より御挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、こんにちは。本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。世田谷区の男女共同参画及び多文化共生の施策に対して、日頃よりご協力いただき、誠に感謝いたします。

さて、平成31年に世田谷区多文化共生プランが策定されてから3年半になります。この間、区は公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設いたしまして、情報発信の拠点であるせたがや国際交流センターを開設し、また、多言語に対応したタブレット端末を広げるなど、プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」に沿って、施策の展開に取り組んでおります。

今年2月、ロシアによるウクライナ攻撃が開始され、人道危機、たくさんの方が難民として避難されるという状態の中で、区役所内プロジェクトチームを立ち上げて、日本に逃れてこられるウクライナ難民の方の御家族を受け入れる準備をまいりました。現在十数人に支援を行っているということでございます。この問題に端を発しまして、世田谷区はUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が進めている難民を支える自治体ネットワークというグローバルキャンペーンに、世界281都市目、国内では7自治体目として賛同を表明しました。先週8日には来日中のフィリップ・グランディ国連難民高等弁務官より、4自治体に御案内いただきまして、少人数で意見交換をさせていただきました。

難民問題に関しては、高等弁務官にもお話ししましたが、私自身、かつて国会の場で難民認定手続きがいかに針の穴を通す以上に厳しいのかという問題を取り上げました。そこから考えると、今回のウクライナ難民の方の受入れに関しては随分と幅広く、積極的にやろうとしているということを機にして、実はアフガニスタンでも多くの方が逃れてきておりますし、私も知り合いが多いんですけれども、ミャンマーの軍事政権から逃れてくる方々に対して、また、シリア、長い内戦の中から多くの方が難民としてというところに、日本の受入れとして質的な転換が必要だと考えているんだという御意見を高等弁務官にお話しする機会もございました。こういったことの中で、自治体としてできることを意識しながら取り組んでまいりたいと思います。

他方で、男女共同参画に関係する取組としては世田谷区パートナーシップ宣誓の仕組みを拡充して、パートナーシップにファミリーシップ宣誓を新たに付加いたしました。全国で初めて渋谷区と同時にこの制度を始めてから、早くも7年になります。この仕組みが全国に浸透しまして、9月末現在で人口カバー率55.6%、11月になって東京都も開始しましたから、居住人口として7900万人という大変多くの人口をカバーするに至りましたが、この問題について自治体はその法律の制約の下でやれることが大分進んできている一方で、国の議論は残念ながら停滞しているということがございます。区においては、この7年で206組のパートナーシップ宣誓がなされております。

また、昨年開催された東京オリンピック・パラリンピックでは、ダイバーシティ、あるいはグローバルスタンダードということが繰り返し言われましたけれども、日本のこれまでの人権水準で言うと多々問題があったし、今もまだまだたくさんあると思っています。区で取り組んでいることの中にも改めなければならないことがあることをしっかり受け止めながら、今日、委員の皆さんの議論に諮問という形で委ねていきたいと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 次に、本日の審議会について確認及び御案内をいたします。

会議開催に際しまして、3点ほどお知らせがございます。1点目、この審議会は、傍聴を認め、公開で行います。2点目、本審議会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。3点目、そのため速記事業者が入り、録音いたします。また、内部の記録用として写真の撮影もいたします。以上の3点につきまして御了承くださいますようお願いいたします。

本会は過半数の出席で成立いたします。本日、全委員15名中11名御出席いただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本来でしたら、事務局で片桐生活文化政策部長も出席させていただく予定ではございましたけれども、緊急の事態がございまして、本日欠席させていただいております。

次に、事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、次第がございまして、資料1-1、(仮称)「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定にあたっての考え方について(諮問)(写)です。資料1-2「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定について、資料2、男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等、資料3、世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて、資料4、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ご利用ガイド、資料5、世田谷区パートナーシッ

プ宣誓制度改正周知用ポストカード、資料6、世田谷区立男女共同参画センターらぶらす運営プロポーザル実施要領、資料7、犯罪被害者等支援検討委員会の設置について。

チラシといたしまして、今年度の男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者紹介のパンフレットでございます。もう1点、らぶらすが11月26日、27日、キャロットタワー26階「スカイキャロット」（三軒茶屋）で開催する起業ミニメッセ in 三茶のチラシになります。足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

それではまず、議事に入る前に、審議会に対しまして諮問をさせていただきます。当審議会は、条例第10条第2項に、区長の諮問に応じ、(1)行動計画に関する事、(2)その他、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し、区長が必要と認める事項を調査審議すると規定されております。この規定に基づきまして、区長から諮問事項を提示させていただきます。

それでは、保坂区長、よろしく申し上げます。

○区長 それでは、読み上げさせていただきます。

諮 問 第 3 号

令和4年11月14日

世田谷区

男女共同参画・多文化共生推進審議会会長

江原 由美子 様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区男女共同参画及び多文化共生施策について（諮問）

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第9条に基づき、下記の事項を諮問します。

記

1 「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定の考え方に

ついて

(諮問理由)

世田谷区は、平成30年4月1日に、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、同条例第9条に基づく行動計画である「世田谷区多文化共生プラン」(平成31年度～令和5年度)に基づき、多文化共生社会の実現に向けた取組みを進めています。

この間、国では「出入国管理及び難民認定法」の改正法の施行をはじめ、「日本語教育の推進に関する法律」の施行、「地域における多文化共生推進プラン」の改訂など、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が進められました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染が拡大している国・地域間の出入国制限が行われ、帰国困難者や失業等による困窮者が増加するなど、多文化共生を取り巻く社会経済情勢は、大きな変化を遂げてまいりました。

こうした中で、現在の「世田谷区多文化共生プラン」が令和5年度末をもって終了することから、この度、令和6年度からの4年間の計画として、「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定することといたしました。

条例が目指している、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることのできる社会の実現にあたり、「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定の考え方について諮問します。

[諮問文を会長に手渡す]

○区長 では、よろしくお願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 それでは、これより議事に入りたいと思います。進行は会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま区長から諮問をお受けいたしました。皆様と一緒にしっかりと検討して

いきたいと思います。

それでは、計画策定について事務局から補足説明などございますでしょうか。

○文化・国際課長 それでは、私から補足説明をさせていただきます。

お手元の資料1-2を御覧ください。「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定についてです。

主旨は区長の諮問のとおりでございます。

2の策定方針から御説明いたします。2の策定方針ですが、(1)他の関連計画・分野別計画との整合性では、国及び国の関連計画、分野別計画を記載しております。これら①から⑤に記載の計画との整合性を図りながら策定を進めてまいります。

(2)では策定・検討にあたっての考え方を示しております。日本語支援の拡充については「日本語教育の推進に関する法律」及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえた検討といたします。また、この後の多文化共生推進部会で報告いたします「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」を計画策定の基礎資料といたします。併せまして、数値目標に関しては、現行の「世田谷区多文化共生プラン」策定以降の状況を踏まえ、より効果的な数値目標を再設定してまいります。

次に3、検討体制です。(1)について、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会では、区長からの諮問に対し、審議し、考え方をまとめ答申していただきます。審議会に向けた具体的な検討については、多文化共生推進部会で行います。

(2)庁内での検討体制です。部長級で構成する世田谷区国際化推進委員会、関係所管の課長級で構成する世田谷区国際化推進協議会という2つの会議体がございますので、関係所管の係長と調整した内容をそれぞれの会議体で報告し、区としての考え方をまとめていきます。また、せたがや国際交流センターとも適宜連携しながら進めてまいります。

裏面を御覧ください。ただいま説明した検討体制を図でお示ししております。こちらも参照ください。

最後に4、第二次プランの策定スケジュール(予定)です。本日の審議会・多文化部会での審議の後、第3回以降の多文化部会で具体的な検討に入ります。その後、令和5年9月に第二次プラン素案の公表及び区民意見募集を行います。11月に本審議会から区長へ答申をいただく予定です。令和6年2月、第二次プラン(案)及び素案への区民意見に対する区の考え方の公表を行い、3月に「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」策定と

いうスケジュールを考えております。この間の細かなスケジュールに関しましては、この後の多文化部会で説明をさせていただきます。

説明は以上です。

○会長 ただいまの説明につきまして、御意見とか御質問はありませんでしょうか。ありましたらお願いいたします。特にスケジュールその他などございましたらお願いいたします。

特にないということによろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。(2)から(5)までは報告事項です。

議事の(2)男女共同参画推進事業に関する最近の動きについて御報告願います。

○人権・男女共同参画課長 まず(2)男女共同参画推進事業に関する最近の動きについては、実際に事業を進めている中で、区民の方、団体の方、議会等々から、特に最近課題として御意見をお寄せいただくことが多く、これに関してどのように取り組んでいくか、今、課題感を持って取り組んでいるところではあるんですが、そのあたりについて事務局から御説明させていただきたいと思えます。

○事務局 では、資料2に基づいて報告いたします。

世田谷区では世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画を策定し、男女共同参画推進に向けて様々な施策を展開しております。今課長からも申し上げましたとおり、これまで事業を実施していく中でいろいろな課題が見えてきたり、また、様々な御意見をいただいておりますので、今回、男女共同参画推進事業に関する最近の動きとして皆様に御報告いたします。

資料2では、そのいただいた御意見、課題について、それぞれ私どものほうで課題として認識していることと、検討を考えている点について分類分けをしてまとめております。大きく分けまして6項目あります。

まず1つ目は、女性の就労に関してです。男女プラン後期計画の中では、基本目標1、課題3、女性のキャリア形成と多様な働き方の支援として該当する分類になります。コロナ禍で就労及び生活面で一層困難を抱えることになった非正規雇用やシングル女性の増加しているという状況も踏まえまして、女性への支援の具体的な取り組み、また、区民への情報発信の工夫、男性の男女共同参画への意識向上に向けた取り組みの拡充が課題となっております。男女共同参画センターらぷらすでも、ライフステージに応じた女性のための就労支援相談や、女性のための悩みごと・DV相談を強化しているところですが、経済産

業部とも連携し、多様なニーズに合わせた支援を検討していきたいと考えています。

情報発信については、悩み事に応じた相談窓口や制度を体系的に集約して、区のホームページやらぶらすでも情報発信を行うなど、区民への案内手法を検討していきたいと考えています。

男性を対象にした取組については、らぶらすでは父子を対象にした料理教室の実施を予定していますが、今後も男性向けの家事育児、介護、地域活動等への参画支援に関する講座等を充実させて、ホームページ、SNSでも周知啓発を強化したり、また、ここでも経済産業部と連携し、区内事業者への働きかけを検討するなど、男性の男女共同参画への意識向上に向けた取り組みを拡充していきたいと考えております。

2点目はDV相談に関してです。男性のための相談窓口として、らぶらすでは男性電話相談を実施しており、令和4年6月から実施回数を月4回に増やしています。また、24時間対応で内閣府のDV相談+（プラス）ですとか、よりそいホットラインといった相談窓口もあるため、こうした窓口の周知、広報を強化していきたいと考えています。

3点目は性教育に関してです。令和4年10月に性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情が出され、また、世田谷区議会でも刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書が出されました。性犯罪、性被害につきましては、この後、報告する犯罪被害者等支援検討委員会でも検討される予定でいます。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発につきましては、人権教育として幼少期からの取組が重要だと考えており、保健福祉、教育の関係所管との連携が必要になっております。何をどのように周知していくのが効果的かというところについては、関係所管とも連携しながら検討を深めていきたいと考えています。

4点目は、性的マイノリティ等多様な性についてです。以前、男女共同参画推進部会でも協議していただきましたパートナーシップ宣誓制度については、冒頭、区長の挨拶にもございましたが、11月1日に改正を行いました。制度の詳細については後ほどの項目で御説明いたします。また、これに関連して、パートナーの方々が利用できる行政サービス等についてまとめたものを区のホームページで情報提供しております。また、東京都が11月からパートナーシップ宣誓制度を開始しましたが、東京都との連携、不動産業界や医療機関等に対する理解促進の働きかけといったところも、より一層重要になると考えています。またあわせて、幼少期からの教育・情報提供も課題の一つだと考えておまして、現在周知啓発のためにリーフレットを作成していますが、小学校の低学年向けには難しいと

というようなお声もいただいています。子どもに対しても理解しやすく、また、手に取りやすい手法での情報発信の検討が必要だと考えています。

5点目は、男女共同参画（男女共同参画センターらぷらす）についてです。男女プラン後期計画の中でも、男女共同参画センターらぷらすについては、区民、団体、地域の支援者などと一体になって男女共同参画を推進できるよう、地域に開かれたらぷらすとしての取組が必要としています。これまでに、男女共同参画を担う地域人材の育成、取組の充実が必要といったような御意見もいただいていることから、地域の方々が主体的に交流したり、活動できる場所を充実し、らぷらすの中でもらぷらす運営協議会といった会議体を設けて、そこでの議論も重ねながら検討を進めていきたいと考えています。

6点目、最後は苦情処理委員会についてです。第1回審議会の中で、こちらの委員会の苦情の申立て等の処理状況について御報告しました。相談件数の少なさや周知不足に課題があると認識しています。また、苦情処理委員会という名称については、申立てを考えている区民からすると少し不快感を持たれる方もいらっしゃるかなとも考えています。また、今後、申立てのプロセス、名称の在り方等、区民の方がより利用しやすい制度になるよう、審議会、苦情処理委員会の委員の皆さんの意見も聴きながら検討していきたいと考えています。

事務局からの説明は以上です。

○会長 男女共同参画推進事業に関する最近の動きの中で、特に課題だと思われるようなことをまとめていただきました。どれも大変重要なことを含んでいると思いますが、まず御質問からお受けしましょうか。もう少しこの情報が欲しいとか、どのようなことでこれが課題になっているのかとか、ございますでしょうか。どなたでも結構なんですけど、お手を挙げていただければと思います。

○委員 6番目の苦情処理委員会の名称の在り方の見直しが出ていましたが、他の自治体の例というのはどんな例があるか、もし分かっていたらお知らせください。

○人権・男女共同参画課長 全く同じような委員会というのがほかの自治体の中ではあまり見られないんですけども、人権に根づいている、対応するような委員会という部分で言うと、救済検討委員会とか、自分の申立てが苦情だと捉えられないような名称を使われているようなケースは幾つかございます。

○委員 そうすると、「苦情」というのがネガティブなニュアンスがあるかもしれないということでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 おっしゃるとおりです。そういった部分も、お申立てをいただくという部分でハードルになっているのではないかとこのころに考えが至りまして、そのあたりの苦情というワードを変えていくほうが望ましいのではないかとこのような検討を進めていきたいというところではあります。

○会長 名前を変えることによって申出が増えると考えられるか、あるいはもっと周知の仕方を変えたりとか、苦情の相談件数が少ないのをどうやったら……。もちろん一番いいのは全く問題のない社会だから、苦情なんか起きようがない世田谷区だから問題がないんだよと思えばいいんですが、そんなことはないだろうと最初から思っていますので、そうではないとすると、申し立てにくい、相談に来にくい要因があるんだろうと考えます。そうすると、どうしたらいいだろうかということの一つとして、名前を変える、考えることも検討していらっしゃるということなんですけれども、何かございますか。

○委員 そうすると、ネーミングを区民から募集するとか、そういうことをお考えでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 具体的にどのように検討を進めていくか、部の中で議論しているところとして、当然民意を反映させていくことは非常に大事なところではあります。その中で必ずやっていきたいなと思っているのは、この審議会でも御意見をいただきたいなどは話し合っているところです。今の名前、ネーミングの話だけではなくて、やっぱりいろいろ議論しなければいけない部分で、公平性とか、透明性とか、そういうところがもっと見えやすく、見える化していくことというのは、より多くのお声をいただくところにつながってくるのではないかとこのころにもありまして、そのあたり運営の仕組みの部分につきましても検討して、皆さんの意見とか、どのように地域の方々の御意見を聞いていくのかということも、これから検討させていただきたいなと考えています。

○委員 区民の立場からすると、苦情処理委員会自体、知らなかったことが多いので、例えばネーミングを募集するとかすると、区民が、ああ、こういう委員会があるんだとか、こういうネーミングがいいなと参画してくれるのではないかなという気がします。

○会長 苦情に行く前に、疑問がありますものね。こういうことをされたんだけど、いいのみたいな。相談なんですけれども、相談とか、そういうことをやっていくときに、最初から苦情だと思えるかどうかということ。大学のハラスメント相談室なんかも本当に苦労するところなんですけれども、あるところから申立てというふうになってくるんですが、するか、しないかまでの間に結構相談があるんですよ。まず、自分がどういう状態

で、何をされたのか、あるいはこれはいいことなのか、しようがないと我慢すべきことなのか、そうではないのかみたいなことをみんなすごい悩むんですよ。その間、みんな来ていいんだよ、相談に来れるよ、別に苦情でなくても来てもいいよというような雰囲気がないと、まず来ないんです。その辺がネーミングということなんですかね。あるいは、実際の事例を知らないと私たち議論できないので、どのように周知がされているのか、例えばこういう場合とか、こういう場合とか、もちろんプライバシーは絶対侵害しないけれども、ある程度類型化したことは受け付けていますよみたいなことが例示にあれば、割と、ああ、私もこれに当てはまるかなとか、僕の経験はこれかなとか言ってくるかもしれないところがあって、そのあたりの実際の広報の資料とかを見てみるというのも非常に大事ですよ。その辺はかなり苦労しないと相談にはあまり来ないので。だから、ひどい大学はそういうっけんどんな制度をつくっておいて、うちの大学はセクハラとかパワハラは一件もありませんと言って威張っているんですよ。それがいいとはとても思えませんけれども、その傾向が強いということがあるので、上手な広報と誰でも受けられますよという雰囲気ですね。

今、苦情処理委員会の広報をどうやって広げるかということに焦点を当てていましたが、ほかのところはいかがですか。

○委員 昔、携わった事業の中で中小企業庁の中小企業施策の中で倒産防止相談室というのがありました。各商工会議所に設置されているわけなんですけど、看板が倒産防止相談室になりますと、企業さんはなかなか入りづらいんです。そういうところを第三者に見られたら、あの企業はちょっと危ないのではないのと見られることもあったりして、やはりネーミングというのは非常に大事で、ましてや苦情処理ということになると、あの人はクレマーっぽいよねという見方をされることもあるので、ぜひこの辺のネーミングは、もうちょっと柔らかい感じ、本当に誰でも入っていけるようなものがないのではないかなと思いました。ありがとうございます。

○会長 今の御意見、皆様、御賛同いただけますよね。なるべく誰でも入りやすいと。私も結構いろいろな人の相談を受けるんですけども、大抵の場合、取りあえずセクハラではないと思うんですけどもというところから入るんですよ。セクハラとは言えないと思うんですけど、どうでしょうかとか、これはDVではないと思うんですけども、どうでしょうかとか、そこまでは言えないとは自分でも思っているんですけど、とても心配でとか、不安でとか、不快でとか、私の受け止め方がおかしいんでしょうかねみたいなところから

取りあえず来るんですよ。だから、そういう方でも来やすい。

いろいろな相談を抱えている方というのは、抗議する意識満々みたいな人よりは、そうではない方、自分に対する疑問を持っていらっしゃる方のほうが多いです。その方々に、苦情でなくてもいいんですよ、どうぞ御相談にいらしてくださいということが伝わるような相談になればいいなと思います。

前に私、横浜市の例で話したのは、女性相談一般から回ってくると言っていましたけれども、そういうものを狙っているのではないかと思うんです。横浜市の苦情処理委員会は全ての相談を母体にして、その中で恐らくこれは苦情処理委員会に回したほうが良いというものを本人との相談の上で回していくんですよ。あなたの事案はこういう問題で、実は相手方はこういうところで恐らく問題のある行動をしていると。それを部局に渡して、相手方との間で交渉を開始するか、調査を開始するかしたほうが良いですよみたいなことで本人が了解すると上がってくるんですね。かなり件数が多かったんですよ。来るときは女性の一般相談ということで来ていたんですけども、女性でなくても、男女の一般相談でもいいんですが、恐らくそのような狙いだったのではないかなと思います。話がそれですみません。

性教育のところで、なぜ性教育と性犯罪が一緒になっているのかなど。まとめ方のことを問題にしてはいけないんですけども、性犯罪の話と性教育は別ではないでしょうかと思ったりしますが、性教育は、犯罪と関わりなく、よい人生を送るために不可欠の教育だと思います。別に犯罪から逃れるためだけの教育ではございませんので、犯罪に遭わない方も必要な意味のある教育だと思います。

男性のための相談窓口というのは、皆様はこれで十分だと思っていられませんか。その辺は私もよく分からないでいるんですが、今まで学会に行っていたものですから、頭がそちらになっているんですが、今、日本社会学会の会長さんは男性学の権威なんですよ。日本で一番有名な伊藤公雄さんという人なんですが、彼が日本の男性について言っていましたけれども、今の男性たちは全体に剝奪感を持っていると。相対的剝奪感とかと社会学では言ったりするんですが、誰も剝奪していないのに、ポストが減ったり、日本経済が駄目になったりすることによって、自分の未来や出世していく可能性を奪われているような感じ。また、女性が社会進出したりしていて、自分の位置が相対的に落ちているような強い剝奪感を感じていて、それがネットとかのすごい反発みたいなものを引き起こしていると言っていました。そういう現状認識をしていられませんでした。これは先進国

に共通で、トランプ現象なんかもそれでかなり説明できる。だから、反女性とか、反フェミニズムとか、反LGBTQとかはそこからばんばん出てくるということらしいんですね。そういう意味では、男性に対する支援策とか、相談とかは大変重要なポイントになってくると思います。その辺のところをどのようにしたら——分からない。剥奪感そのものが女性によって引き起こされているわけでも何でもありません。そうではないんですけども、今の先進国の男性は非常に強い剥奪感を抱えて生きているというような認識をされてきました。

○委員 韓国もそうです。女性家族部を廃止……。

○会長 韓国でも女性家族部を廃止とか、フェミニズムに反対する若者たちの集まりとか、ネットでの動きとかが相当あると言っていて、韓国は日本に比べて女性政策をすごく進めてやったんです。日本よりもしっかり制度的な変革みたいなことを狙った、意識変革も狙った政策をかなり打ちましたが、男性だけに兵役があることをある種きっかけとして、若い男性たちの不満がたまり、非常に強い反発が起きたと言われています。実際そうみたいです。韓国の女性たちに聞きますと相当強い反発があると。どうなるか、分からない。今度の方、尹氏は廃止するほうですから、それを何とか阻止しようというふうに女性たちは動いたようですが、女性家族部は廃止されるという話になっています。男女共同参画施策に関しては、常にアファーマティブアクションに関して非常に反発してきますね。何か私だけしゃべっていますね。ごめんなさい。

1つだけ、今の情報をやると、日本はアジア6か国のテレビCMの中で女性社長と女性の働いている姿が出ている比率が飛び抜けて高いんですって。現実と全然違う。日本のCMはすごいらしいですね。ちゃんと調べてみると、男性の働いている姿は全然出なくて、女性が働いている姿ばかり出る。メディアが意識的にそうやっているらしいんですけれども、現実と違いますね。そういうのを見ると、男性たちはそれが現実だと取り違えて、かえって反発するのではないか。現実はそのようなことはないですからね、全く違う。ということで、意識啓発のためにそういうものを打ったとしても、それが効果的にうまくいくかどうかは、私は分からないなと思いつつ伺っていました。現実とCMがいかに違うかという話を聞かせていただきました。そんな話ばかりしていて、すみません。

○委員 後ほどファミリーシップの御説明もある中で、先んじて恐縮なんですけれども、まずはファミリーシップの件、本当にありがとうございます。すばらしいなと思いつつ伺っていて、先ほど区長のお話の中でもありました、7年前にここ世田谷から始まったパートナ

ーシップが今は人口カバー率55%を超えまして、本当に日本を大きく動かしているということに感謝していますし、かつファミリーシップということで対象を広げて、子どもたちも入れていただいたというところは非常にありがたいなと思っています。また、区の行政サービスの情報提供をしていただいている、そこに子育て施策もきちんと入れていただいていることは本当にすばらしいなと思います。

一方で、例えば福岡県ですと、同性パートナーを同性パートナーと扱っていただける医療機関が一覧化されているんですね。非常に安心なので、医療とかにもその一覧が広がるとありがたいなと思います。

もう1点、非常に重要なところで今日お願いしたいなと思っていたのが、地域の福祉に関する計画にLGBTQや外国人の位置づけをしていただけると非常にありがたいなと思っております。というのも、例えばトランスジェンダーで言うと、3人に1人が鬱になりますし、トランスジェンダーの4人に1人は年収200万円以下ということで、生涯困窮における非常にハイリスク層で、複合的マイノリティです。

一方で、世田谷区ではないですが、同性パートナーだという理由で生活保護を断られたとか、障害福祉課で鬱があるLGBTQですと言ったら、いや、うちの担当ではないと言って返されたとか、複合的マイノリティだから困る。なので、男女共同参画のプランに入っていることも重要なんですが、地域福祉計画に位置づいていることも非常に重要です。

今この発言をさせていただいているのは、まさに世田谷区の地域保健医療福祉総合計画が改訂のタイミングだなと思っておりますし、世田谷区は日本の中でも先駆的に重層的支援体制整備事業に取り組んでいただいております。この重層は複合的な困難に対して複合的な支援をしていくというところですが、その複合の中には、LGBTQも、外国人も入っているけれども、なかなか明記がされていないようなところがあります。

また、自殺対策基本方針にLGBTQもコラムとして入れていただいておりますが、自殺総合対策大綱を改訂されて、さらにLGBTQを強く書いていただいているので、次の改訂のタイミングで自殺対策もさらに記載いただけるとありがたいななんて思っています。なので、男女共同参画の計画にももちろんなんですけれども、地域福祉計画にも表裏で入れていただくと非常にありがたいなというお願いをしたくて、マイクをいただきました。

○委員 先ほどの区長からの諮問で第二次多文化共生プランで他の関連計画との整合性という話がありましたが、多文化共生においても地域福祉計画との整合性は1つの大事なポ

イントかなと思いました。

○委員 女性の就労のところで、先ほど非正規雇用とかシングルの女性に対する支援についても触れられていたと思うんですが、もちろんシングル男性もそうですが、より一層シングル女性は金銭的に厳しい、経済的に厳しい、そこに非正規が重なるとより不安定な生活を強いられたりとかするという、かなり大変な状況にある方も多く、若いうちはまだいいが、どんどん高齢になっていくとより深刻になったりする。その人口も結構多くなってきつつあると思うんですけれども、こういった施策を検討されているかについてお伺いしたいと思います。

○人権・男女共同参画課長 今年度からそのあたりについて少しずつ取り組み始めておりまして、今年度は6月に開催しましたらぷらすフェスタの中で上野千鶴子さんに講師になっていただいて、6月、7月、8月の3回シリーズで、おひとりさまの女性がどのように世田谷区の中で豊かに生きていくかという部分について、かなり参加者も多かったんですけれども、やらせていただいております。基本的にはらぷらすで女性の悩みごと・DV相談、シングルの方からの御相談も非常に多い比率がございます。今現在40代、50代ぐらい、かなりシングルの女性の御相談が多くなってきていて、経済面もそうなんですけれども、この後、どのように生きていくのかという部分についての御相談とかも非常に多い。メンタルサポートを必要とされていらっしゃる方も多い。そういったらぷらすでの相談を受けている状況とかも踏まえまして、来年度以降、らぷらすでどのように支援事業をやっていくのか、調整させていただいているところになっています。

あとは経済産業との連携というのも非常に重要かなと思っておりまして、らぷらすはらぷらすで世田谷区の中で女性をどのようにサポートしていくのかという部分での役割があり、就労という経済産業の部分での役割がありますので、そこをいかに連携しながら、効果的にらぷらすに入ってきた方を就労に結びつけやすくなるようなサポートをしていくのか、より自分が望むような仕事に就くことができるのかというところを連携してやっていくというので、具体的な調整に入ろうとしているところです。

○会長 ではここで、区長が御退出になります。ありがとうございました。

○男女共同参画センターらぷらす館長 先日、あんしんすこやかセンターさんからお話がありまして、高齢独り暮らしの女性に対してあんすこさんでも不安感がある、課題であると言われました。じゃ、男女共同参画センターらぷらすとしてどのような連携ができるのかというお話をちょっとさせていただいたので、同じことをここで申し上げさせていただきます。

きたいと思います。

あちらと今まで連携したことはなかったんですけれども、福祉と男女共同参画等そういう対象者に向けた講座を企画して、そこにいらしていただくことによって、あんしんすこやかセンターの相談につなげていったりとか、らぷらすとしてはそこに図書資料を持って行って情報を得ていただくとか、2つのセンターの強みをもって、その方たちに何か提供するものがないか、これから一緒に考えてみませんかというお話をいただきましたので、さっきおっしゃられたように、これからは福祉との連携が必要かなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○委員 苦情の申立てのところでは考えていたんですけれども、申し立てたいわけではなく、回答が欲しいわけでもない小さな違和感のようなものとかを持つ方も結構いらっしゃるのではないかと考えていまして、そういうものを声として拾えるような受皿がある、もしくはそういったことでもいいんですよみたいな、うまく言語化できていない、名前のついていない悩みがあるような方もたくさんいらっしゃると思うので、そういうものこそらぷらすとかで拾えるといいのかなと思いました。

○会長 恐らく前段階みたいなつぶやき、ツイッターみたいな思っているようなことを言ってみる場みたいなものはすごく必要ですよ。言語化することで初めて、自分が何が疑問で、何をしたいのかが見えてきますものね。どこが自分の中で落ち着いていないことなのか。人って、落ち着くまで行動しないですよ。それは非常に大事だと思います。その辺の苦情処理につながるような仕組みを何かお考えいただければ……。

○人権・男女共同参画課長 男女共同参画・多文化共生の苦情処理の申立ての部分なんですけれども、その前段で意見と相談もやっていきますというふうに言っています。区のほうで見ると区民の声というのがあるんです。それは男女共同参画・多文化共生に限らず、区の広報が窓口で持っているものなんですけれども、人権、男女に関して言うと、多文化共生もそうなんですけれども、かなり件数は多いです。ほかの所管と比べると、区民の方々から御意見をいただく件数は非常に多いと思います。それに対して回答したりとか、意見だけというところもあるんですけれども、そういったところで拾える部分はあります。

おっしゃったように、らぷらすみたいなところでも、いろいろな区民からの意見とか、相談とかを受けられ、それをいかにその後の世田谷区が取組とかに展開していけるのか。そのあたりをしっかりと考えていかないといけないのかなと考えているところです。

○委員 私は小さな違和感みたいな言い方がいいなと思ったんです。重ねてですけども、相談とか意見のもっと手前ですね。自分の中でも何か分からないとか、自分事ではないけれども、聞いたとか、そういう本当に小さな違和感みたいなものがどこかふわっと集まってくるといいかなという、相談と意見のもうちょっと手前という話でした。

○委員 子どもの人権教育に関連して、性的マイノリティの教育は小学校低学年では難しいというご報告をいただきました。子どもからどう教育していくかというのがこの国の希望になると思います。私は年齢に応じた子どもの教育コンテンツを長くつくってきましたが、性教育は難しい印象があり、やったことがないので、やるとしたら、どのような組立てでつくっていくのかということに非常に興味があります。保護者の方の座談会に参加すると、息子さんを持った母親は、どのように、どのタイミングで性教育を教えるのかとか、皆さん、大変課題意識があるようです。性教育は結構家庭に任されているというのが現状だと思うのですが、社会が教える、一緒に学べるという空間があれば、それは子どもにとっても共通の認識ができるのでよいと思っています。ほかの海外の事例でもいいのですが、何か取組のステップとしてお考えのことがあったら教えてください。

○人権・男女共同参画課長 地域の方々と一緒に話合いの場みたいな、性に関して肯定的に大切に捉えて、話し合える場とか機会みたいなものが多くあるといいよねというのが、庁内の保健所と教育委員会と子ども・若者部とうちも参加させてもらっている検討部会の中でも言われているところであります。うちは保健と教育と人権の三本柱で考える人権のところでもいろいろ意見交換とかをさせていただいて、うちとして何ができるのかという部分で考えたときに、今、中学生、高校生向けの学校出前講座、授業みたいなものやっちはいるんです。そこを拡充していこう。

今年の2月ぐらいに、小学校のPTAの方から性教育に関して学ぶ機会を設けられないかということで、らぶらすから講師の方を紹介してもらって、その講師の方とらぶらすから小学校PTAの保護者の方々に性教育をテーマに講演させていただいたんですが、その反応が非常によかったところがあって、今後は出前授業ということで、小学校ももちろんなんですけれども、保育園から大学までの子ども、若者に対して、あとは保護者だったりとか教職員の方、指導者の方々にも求めがあれば積極的に出向いて行って、一緒に考える場、話し合えるような場をたくさんつくっていききたいなというところで、今、何個か、要望がある……。

○男女共同参画センターらぶらす館長 それが縁で、おかげさまで今年、そこに出ていた

ほかの小学校の先生から、性教育について保護者と教職員向けにざっと話したいんですけどもというお問合せをいただいています。先日、教育委員会さんから指導主事の方に向けた研修でリプロをやらせていただいたんですね。性教育も関わってくるので、リプロの観点から性教育についてお話しするというのも、男女共同参画としてできることかなと捉えております。

○会長 性犯罪予防とか、青少年の道徳的な観点とかだけではなくて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点で、自分の人生を、性を含めたトータルで豊かなものにしていくために必要な知識ですよ。

もう一つ気になったんですが、海外には性教育について相当事例があるので、そういうものはどこに集めていらっしゃるんでしょうとなると、皆さん、研究会をされるなり、御自身で教材をつくる時なんか、例えばらぷらすに海外の、あるいは翻訳したものが並んでいるとかだと……。日本はすごく遅れていますから。性教育に関してはめっちゃめっちゃ、20年のどうしようもない面のお話で遅らされてしまったので。世田谷区ではどこかに資料がないんですか。日本では性教育協会とかが集めている……。

○委員 もちろん集めてはいますが、らぷらすでどうなっているは知らないです。

○会長 委員が一番詳しいのではないかなと思って。

○男女共同参画センターらぷらす館長 らぷらすでは、性教協さんの冊子もそろえておりますし、書籍も幾つか整えております。世田谷にはアーニ出版さんがございますので、そちらの書籍を一昨年度、たくさんいただきました。文庫みたいな形でそろえていますので、いろいろな本があります。ただ、新しいものに関してはあまり整えていないというのが最近の現状です。また、ここ数年、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが言われ始めていますので、また新しい書籍もどんどん出てくるのではないかなと思っております。

○会長 やっと少し性教育ができる環境が整いつつあるのではないかなと思っておりますので、政治的環境ですけれども、少し力を入れてやっていける分野ではないかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

ちょっと時間が押していますので、先に行きますね。すみません、よろしくお願ひします。

それでは、議事の(3)世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて御報告をお願ひいたします。

○人権・男女共同参画課長 こちらはずっと話に上がっていたのですが、この審議

会でもいろいろその見直しに当たって、どのような内容にすればいいのか、今年度に入ってからいろいろと御意見いただきまして、この11月に新しい制度ということで運用を始めましたので、その部分について事務局から御説明をさせていただきます。

○事務局 では、事務局から資料3から5に基づいて、世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて報告してまいります。

世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しに当たりましては、審議会及び部会において御意見を頂戴して、検討を重ねてきたところです。このたび、令和4年11月1日に改正を行いましたので報告いたします。

まず、皆様のお手元にあるポストカードサイズの啓発物を御覧いただきたいと思えます。これは、制度の改正に伴って、区民向けに作成したカードになります。裏面に主な変更点としてまとめています。大きくは3点あります。

1点目は、ファミリーシップ宣誓の新設、パートナーのお二人の子どもや親と一緒に宣誓ができます。

対象者の拡大、同性パートナーから双方または一方がLGBTQであるパートナーへ拡大しました。

3点目は通称名の使用、希望する方には通称名も印字した宣誓書受領証を交付いたします。

この変更に伴いまして、宣誓書を受領したあかしとして発行する宣誓書受領証の様式も変更いたしました。資料が飛んで恐縮なんですけど、ホチキス留めの資料3をめぐっていただいて、2/3ページを御覧いただきたいと思えます。新様式においては、パートナーシップにある方の住所、転入予定の方は転入後の住所も記載します。また、通称、生年月日を追加しました。また、ファミリーシップ宣誓をされた場合については、ファミリーシップにある方のお名前、通称、生年月日も記載されます。

3/3ページには小型の宣誓書受領証（新）の様式が記載されています。小型につきましても、住所、パートナーシップにある宣誓書の戸籍等の氏名、ファミリーシップにある子、親の氏名が記載されます。また、宣誓の正確性の向上のために、再交付ですとか、氏名、通称の変更、転入転居、新たにファミリーシップの宣誓に加わるときなど、宣誓事項が変更になったときには宣誓者の皆さんに書類提出をお願いすることとしています。

今回、この制度が変わるに当たりまして、広報、周知を行っています。資料3の一番最初のページに戻っていただくんですが、区のホームページですとか「区のおしらせ せた

がや」、SNSでの周知を行っています。また、必要な手続や様式の詳細を資料4としてまとめて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ご利用ガイドを作成いたしまして、区ホームページにも記載しています。また、行政情報等の発信ができるように宣誓者宛てに新たにメールマガジンの配信も行っております。

次に「東京都パートナーシップ宣誓制度」との連携についてです。東京都でも令和4年11月1日から東京都パートナーシップ宣誓制度が開始されました。それに伴って10月31日で東京都と協定締結の意思決定を行いまして、東京都のホームページにもその旨公表されています。また、11月1日付でこの協定に基づく運用が開始されておりました、この協定が締結されていることにより、世田谷区の行政サービスについて東京都制度による受理証明書が、また、東京都の行政サービスについては世田谷区の宣誓書受領証が相互に活用できることとなっています。今後も世田谷区で利用できる行政サービスについては、庁内で調査を行うとともに、東京都とも情報を把握・共有できるように連携を密にしていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○会長 この件について、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

何回か議論してきたことですが、このようにもう既に新しい制度になったという事でございます。

○委員 全く質問ではなく、本当にありがとうございますという感謝の気持ちを伝えたいなと思いました。ファミリーシップで子ども、親に拡大していただいたこともそうですし、通称名を利用していいようになったことも本当に先駆的で、素晴らしいなと思っております。また、東京都との連携もしていただいたことによって、何重にも申請しなくていいというところで、アウトィングを防げたりですとか、心理的負担を防げるというところも非常に重要だなと感じています。何よりも見直しですとか、つくっていく中で、世田谷区の皆様、地域の同性パートナーの皆様本当に丁寧にヒアリングをいただいている。そういった声を拾っていただいて、共につくっているという姿勢がどの地域よりもという言い方はあれなんですけれども、素晴らしい取組だなと思っていて、そういった丁寧な取組をしていただいていることに日々感謝しています。ありがとうございます。

○会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項(4)世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託事業者募集について、事務局から御説明、御報告をお願いい

たします。

○人権・男女共同参画課長 こちらもプロポーザルはもう始まっておりまして、まさに今現在選定している最中ということもございまして、具体的な内容とかは申し上げられないんですけども、プロポーザル開始に当たりまして、審議会の皆様からたくさんの有益な御意見をいただいていたというところで、決まりましたらば、今後また改めて御報告させていただきたいんですが、今の状況について簡単に事務局から御説明させていただきます。

○事務局 では、資料6に基づき御報告いたします。資料としては、世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託プロポーザル実施要領を皆様のお手元に配付しております。

1 ページ目の3. 履行期間にありますように、令和5年度から令和8年度の期間を想定したのになっています。

めくっていただいて、2 ページ目、9. 選定日程に基づいて選考を進めているところです。既に事業者の募集は締め切っておりまして、提案書の提出を受け、ただいま審査期間中となっております。この後、ヒアリングを経て選定結果が通知される予定です。契約の締結は令和5年4月1日からを予定しております。

5 ページ目に進んでいただいて、16. 提案書を特定するための評価基準及び審査方法とあります。こちらにあるような「評価基準」によって、審査委員会が提案書、積算書、事業者ヒアリングを総合的に評価して、本件の契約締結の相手方となるべき候補者を選定してまいります。選定結果につきましては議会への報告も予定しておりまして、最終的に公表される予定です。また、本審議会、男女共同参画部会でもたくさん御報告、審議をいただいておりますので、審議会の中でも最終的な結果については報告したいと考えています。

簡単ですが、事務局からの説明は以上です。

○会長 この点につきまして、御質問とか御意見ございましたらお願いいたします。

これも何回か議論させていただいた議題でございますけれども、募集していて、今、審査中、評価中ございまして、結果はまだ出ていないところでございます。このような形で募集して、業者の方が応募されて、今その出された応募書に基づいて評価中であると。

よろしければ、次の議事に移らせていただきます。

それでは、本日の報告事項の最後になります。議事(5)犯罪被害者等支援検討委員会の

設置について御報告をお願いいたします。

○人権・男女共同参画課長　こちらについては、直接的に男女共同参画と多文化共生のど真ん中の議題というわけではないんですが、非常に人権に根差した部分で、ジェンダーの話だったりとか、多文化共生の部分に密接に関係する部分がありまして、犯罪被害者支援の対応については、新たなことをやるときには常に御報告させていただいているところでございます。今回また新たに動き出しが始まりましたので、その部分について事務局から御説明させていただきます。

○事務局　では、資料7に基づいて報告をいたします。

世田谷区における犯罪被害者等への支援につきましては、令和元年度に検討委員会を設置しました。その検討の結果、犯罪被害者等へより身近である区は、支援を求めている方に寄り添う支援が重要であり、相談窓口という具体的な支援を先行させることとしまして、昨年6月に相談窓口を新たに開設いたしました。犯罪被害者等支援をより充実させるため、条例制定を前提に検討委員会を再開しましたので、このたび報告させていただきます。

2、スケジュール（予定）を御覧いただきまして、スケジュールについては記載のとおり、令和4年8月に第1回犯罪被害者等支援検討委員会を実施しました。12月15日には第2回犯罪被害者等支援検討委員会を実施する予定があります。令和5年以降は犯罪被害等支援の事例に基づく検討を開始する予定です。

3、検討体制につきましては、庁内各所管の専門知識と経験を生かし、相談内容に応じて迅速に対応に当たることができるよう、関係所管で「(仮称)事例検討会」も立ち上げて検討を進めます。また「世田谷区男女共同参画・多文化共生審議会」へも随時報告をしたいと考えています。

4、検討委員会名簿については別表、裏面にあるとおりのメンバーで検討会を進めていくこととなります。

事務局からの報告は以上となります。

○会長　何か御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

これまでも犯罪被害者等支援検討委員会に関連する委員会についての御報告はいつもいただいておりますね。今度は検討委員会を設置するということで御報告をいただきました。

特によろしいでしょうか。検討結果というのは、またこちらに御報告いただけるという

ことですね。どのような形で御検討していただいて、どんなことをお決めになったかということがありますたら、また御報告いただくことになります。

それでは、議事の2は終わらせていただくことにいたします。

したがって、次第の3、その他に移ります。本日の内容に関して、あるいはその他のことでも結構ですけれども、御意見ありましたらお願いいたします。

まず、本日のこと、全体を通じていかがでしょうか。特に御質問、御意見等ございませんか。

○委員 冒頭に区長から第二次多文化共生プランの諮問をいただき、来年の11月に区長答申というスケジュールになっています。具体的な検討は多文化共生推進部会で行うので、それはそれでいいとは思いますが、どこかのタイミングで男女共同参画の委員の皆さんへのフィードバックというか、コメントもいただきたいなと思っております。

○会長 先ほど私も見たんですが、部会と審議会で検討するという形で出されておりますが、具体的には審議会をこの時点で開くとか、部会と審議会の関係で何回ぐらい開くとかありましたら教えていただくと、先生も御安心ですね。

○委員 これだとよく分からないですね。

○会長 一緒にまとめてという感じなので。

○文化・国際課長 それでは、私から、またこの後の多文化の中でも御説明させていただきますが、予定といたしましては、来年、令和5年6月に審議会がございますので、その中で多文化共生プランの素案の検討状況について報告をさせていただきます。また、その中で報告はさせていただきますが、以前、男女共同参画プランを策定した際も、多文化共生からの意見を上げさせていただいておりますので、同じように男女共同のほうからも御意見をいただきたいと考えております。

○会長 そういうことだそうでございますので、皆様、よろしくをお願いいたします。

○委員 本日もう既に話題に上がった質問もあった点なんですけれども、性的マイノリティ等多様な性というところにある子どもたちに対する教育、情報をというところなんですけれども、こちらもすぐに御回答を求めるのではなく、1つの参考材料として御検討いただければと思いますが、性的マイノリティ、性の多様性というのは人権である、ライツである一方、同時に宗教的なビリーフとかというのも1つの人権であるところなんですけれども、日本全体として様々な宗教を持つ外国人の方々が増えてはいますけれども、その子どもたちが学校に通って、それぞれの宗教を持つわけです。そうしましたら、例えば、特に

LGBTQに関する最新の理解、在り方というのは必ずしもそれぞれの宗教のビリーフと一致しないところもありますので、その場合の配慮だったりとか、バランスだったりとか、お取りになられるのでしょうか。少なくとも情報として、1つの課題として持っていたいただければと思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○会長 小さいときから、性的マイノリティを含めた性に関連する様々な教育ということが、宗教的な様々な信念をお持ちの方、外国籍の方が今増えている、学校にはそういう子どもさんたちもいらっしゃるということを踏まえて、その上でその方たちに対する配慮を含めてどのようにするかということをお検討かということですね。検討していただければという要望でもあると。いかがでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 この部分については教育委員会で人権教育推進委員会がありまして、専門家の方も参加していただいている。LGBTQを研究されていらっしゃる方も参加していただいている会なんですけれども、やはり学校の校長先生、養護教諭のお話を伺うに、やっぱり一人一人を見ていて、具体的にこういう事例があって、それに対してどのように向き合っていくべきかということについてはすごく真剣に考えていらっしゃると思うんです。大きい取組としてこのようにやっていきましょう、教育のプログラムとしてこういうものがありますよねというようなものも検討はしているんですけれども、具体の個別の部分について、人権教育の観点からどのように取り組んでいくべきなのか。結構学校を挙げて先生の間で話し合われているところは非常に感じます。そこについて、一応教育委員会でも、年間でどのような相談があったのかとか、そのような話も取りまとめておりますので、具体的に個別の宗教の問題に対してどのように取り組むのがいいかというようなものに関しては、恐らく教育委員会も1つの方向性としてまだ出せていないのではないかなと思うんですが、そういったものを含めて、きちんと人権部門のほうも入らせていただいた中で検討を進めていきたいなと考えています。

○委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○委員 ちなみに、人権教育推進委員会には外国人の委員の方、あるいは多文化共生分野の委員の方はいらっしゃいますか。

○人権・男女共同参画課長 恐らくいらっしゃらないのかなと思います。学校の先生と教育委員会以外で参加させていただいているのは、大学の教授の方お一人と私の2名なので、恐らく多文化共生の御専門の方とか当事者の方というのは参加されていらっしゃらな

いのではないかなとは思いますが。

ただ、学校教育の現場ではいろいろな国籍をお持ちの児童生徒さんというのはたくさんいらっしゃると思うので、具体的な検討とか取組というのはなされているのではないかなとは思いますが。

○委員 今の点に関連して、先ほどお聞きすればよかったんですけども、性的マイノリティ等多様な性のところでも現行リーフレットとあるんですが、どのような部署で作成しているのでしょうか。難しさと先ほどおっしゃったんですけども、内容が難しいのか、方法が難しいのかがちょっと気になりまして。福祉の分野と教育の分野と男女共同の分野が協働してつくられているものだったら使い方が広がる展開もできるのかなと思ひまして、お尋ねできればと思います。私もまだこれを見たことがなかったので、ぜひ拝見したいなという気持ちもあり、お尋ねした次第です。教えていただければ幸いです。

○事務局 今日皆様にお持ちすればよかったかと反省しているところなんですけれども、私どもの人権・男女共同参画課で作っているリーフレットになります。「性の多様性を知ろう」というタイトルになっておりまして、性の在り方はいろいろありますということで、いわゆる体の性だったり、性自認の部分だったり、表現したい性とか、性の在り方というのはいろいろあるんですよということをお伝えしているものでして、先ほどお伝えしたパートナーシップ宣誓というのもやっていますとか、カミングアウトしていないだけで、実は身近なところにそういう……。

○事務局 そこにあったものを持ってきたので、ちょっと足りなくて……。

○委員 2人で1つぐらいですね。

○事務局 お隣同士で御覧いただければと思います。準備が不足しておりました。

○委員 これはホームページにも載っていますよね。

○事務局 区のホームページにも掲載しているところになります。男、女だけではなくて、いろいろな性の在り方がありますよということと、そもそも性的マイノリティってなに？という言葉の説明だったりとか、当事者の方は日常こんなところで困っていますよといったところをまとめた資料になっています。一番最後に、条例や、相談窓口がありますというようなつくりになっております。

御覧になっていただくと分かるかと思うんですが、さすがにこの内容というか、表現の仕方だと、小学校、特に低学年の子が見たとしても、そもそも漢字が多過ぎて読めないという問題もあるんですけども、内容が大人向けというか、少なくとも中学校3年生と

か、高校生とか、もちろん文字も読めて、概念、感覚としてもある程度理解がいるというところがあります。実際のこのリーフレットを作るまでは、そもそも性の多様性を知ろうという、こういう内容をまとめたリーフレットそのものも全くなかったので、そういう意味においては、総合的に性の多様性という理解を深める、啓発をするという資料を作る必要はあったのではないかなと思っていますところ。

ただ、幼い頃からの人権教育とか性の多様性というものの理解をさらに深めてもらう、知ってもらうという意味においては、もうちょっと年齢に応じた分かりやすい表現とかは必要になるよねというところがありまして、そこは今、課の中でもどのようにやっていくのが分かりやすくなったり、手に取りやすくなるんだろうというところは検討しているところになります。

○会長 全体を通したところで、ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、それでは最後に、情報提供というのがございましたら、どなたでもいかがですか。

なければ、3、その他が終わりますので、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○人権・男女共同参画課長 皆さん、本当にありがとうございました。追加の御意見等ございましたら、意見・質問票の提出もしくはメールでお願いできればと思います。

本日は、この後、ダブルヘッダーみたいな形で第2回多文化共生推進部会を開催いたします。多文化共生推進部会の委員の方は引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

次回は、年明け令和5年2月上旬に第3回男女共同参画推進部会を開催する予定です。日程が決まり次第、改めて御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2回審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後5時31分閉会